

## 参考条文（プロバイダ責任制限関係）

### 国内法

#### ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）（平成十三年十一月三十日法律第百三十七号）

##### （趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

##### （損害賠償責任の制限）

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
  - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報

の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があったとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（発信者情報の開示請求等）

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
  - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

## ○電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）（抄）

（検閲の禁止）

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(電気通信事業の登録)

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 業務区域
- 三 電気通信設備の概要

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 業務区域
- 三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

## 条約等

### ○域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する欧州議会および理事会指令2000/31/EC（抄）

【（2009年1月 文化審議会著作権分科会報告書）110、111頁】

第12条 単なる媒体

1. サービスの受け手が提供する情報を通信ネットワークで転送する、または通信ネットワークへの

アクセスを提供する情報社会サービスが提供される場合、加盟国は以下の条件で、転送情報に対する責任をサービス提供者に課さないことを確保する。

- (a) サービス提供者は転送を主導しない。
- (b) サービス提供者は転送先を選択しない。
- (c) サービス提供者は転送情報を選択又は修正しない。

2. 1項に言及された転送およびアクセスの提供は、情報の自動的、直接的、および一時的な保存を含む。ただし、それはあくまでも通信ネットワークで転送するためでなければならず、転送に当然必要と思われる期間以上に情報を保存してはならない。

3. 本条は、裁判所または行政機関が加盟国の法制度に従って、サービス提供者に対し違反行為を中止または防止するよう要求する可能性に影響を及ぼすものではない。

### 第13条 一時的保存

1. サービスの受け手が提供する情報を通信ネットワークで転送する情報社会サービスが提供される場合、加盟国は以下の条件で、その情報の自動的、直接的、および一時的保存に対する責任をサービス提供者に課さないことを確保する。ただし、そうした保存の目的は、サービスの他の受け手への情報伝達を効率化することに限られる。

- (a) サービス提供者は情報を修正しない。
- (b) サービス提供者は情報へのアクセス条件に従う。
- (c) サービス提供者は、産業界で広く認識され利用されている方法で規定された情報更新規則に従う。
- (d) サービス提供者は、産業界で広く認識され利用されている技術を、情報の利用に関するデータを得るために合法的に用いることに干渉しない。
- (e) サービス提供者は、転送元の情報がネットワークから除去されるか、その情報へのアクセスが無効となったこと、または裁判所や行政機関がそうした除去若しくは無効化を命じたことを実際に知った場合、保存情報を除去する、または保存情報へのアクセスを無効にするための措置を直ちにとる。

2. 本条は、裁判所または行政機関が加盟国の法制度に従って、サービス提供者に対し違反行為を中止または防止するよう要求する可能性に影響を及ぼすものではない。

### 第14条 ホスト

1. サービスの受け手が提供する情報を保存する情報社会サービスが提供される場合、加盟国は以下の条件で、サービスの受け手の要求によって保存された情報に対する責任をサービス提供者に課さないことを確保する。

- (a) サービス提供者は、違法な行為または情報を実際に知らず、損害賠償請求に関して、違法な行為または情報がどのような事情から、またはどのような状況から発生しているのか知らない。
- (b) サービス提供者はそれらを知った場合、情報を除去するか情報へのアクセスを無効にするための措置を直ちにとる。

2. サービスの受け手がサービス提供者の権限または統制の下で行為する場合、1項は適用されない。

3. 本条は、裁判所または行政機関が加盟国の法制度に従って、サービス提供者に対し違反行為を中

止または防止するよう要求する可能性に影響を及ぼすものではない。また、加盟国が、情報の除去または情報へのアクセスの無効化に適用される手続きを定める可能性に影響を及ぼすものでもない。

#### 第 15 条 一般的な監視義務なし

1. 加盟国は、12 条、13 条及び 14 条が適用されるサービスの提供者に対し、転送または保存情報を監視する一般的義務、および違法行為を示す事実または状況を積極的に探す一般的義務を課してはならない。
2. 加盟国は、情報社会サービス提供者が、サービスの受け手による違法の疑いのある行為、またはサービスの受け手が提供した違法の疑いのある情報を権限ある公共機関に直ちに知らせる義務、または権限ある期間の要求に応じて、情報社会サービス提供者と保存契約を結んでいるサービスの受け手の特定を可能とする情報を権限ある期間に知らせる義務を定めることができる。

### 外国法

#### ○アメリカ合衆国著作権法（合衆国法典表題 17）（抄）

##### 【著作権情報センターHP】（抄）

#### 第 5 1 2 条 オンライン素材に関する責任の制限

##### (a) 通過的デジタル・ネットワーク通信

サービス・プロバイダが管理もしくは運営するシステムまたはネットワークを通じて素材を送信し、転送もしくは接続を提供したことによって、または、送信、転送もしくは接続の提供の過程で素材を中間的かつ一時的に蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、当該サービス・プロバイダは、以下の全ての条件をみたす場合には、著作権の侵害に関して金銭的救済または第(j)節に定める場合を除き差止命令その他の衡平法上の救済について責任を負わない。

(1) 素材の送信が、当該サービス・プロバイダ以外の者によってまたはその者の指示によって開始されたこと。

(2) 送信、転送、接続の提供または蓄積が、当該サービス・プロバイダによる素材の選択なく自動的な技術的プロセスによって行われること。

(3) 当該サービス・プロバイダが、他の者の求めに対する自動的な応答の場合を除き、素材の受信者を選択しないこと。

(4) 当該サービス・プロバイダが中間的または一時的な蓄積の過程において作成する素材のコピーが、予定される受信者以外の者が通常アクセス可能な方法ではシステムまたはネットワーク上に保存されておらず、かつ、予定される受信者が送信、転送または接続の提供に合理的に必要な時間以上に通常アクセス可能な方法でシステムまたはネットワーク上に保存されていないこと。

(5) 素材の内容が改変されることなくシステムまたはネットワークを通じて送信されること。

**(b) システム・キャッシング**

(1) 責任の制限

サービス・プロバイダが管理または運営するシステムまたはネットワーク上に素材を中間のかつ一時的に蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、当該サービス・プロバイダは、以下の全ての条件をみたし、かつ、第(2)項に定める条件をみたす場合には、著作権の侵害に関して金銭的救済または第(j)節に定める場合を除き差止命令その他の衡平法上の救済について責任を負わない。

(A) 当該サービス・プロバイダ以外の者が、素材をオンラインで提供すること。

(B) 第(A)号に掲げる者以外の者の指示によってこの者に対して、第(A)号に掲げる者から当該システムまたはネットワークを通じて、素材が送信されること。

(C) 第(B)号に掲げるとおり素材が送信された後に、第(A)号に掲げる者からの素材へのアクセスを求める当該システムまたはネットワークの利用者に対して素材を提供するために、自動的な技術的プロセスを通じて蓄積が行われること。

(2) 条件

第(1)項に掲げる条件とは以下の全てをいう。

(A) 第(1)項(A)に掲げる者から素材が送信された方法ないし内容が改変されることなく、第(1)項に掲げる素材が、第(1)項(C)に掲げるその後の利用者に対して送信されること。

(B) 素材をオンラインに提供する者が素材を提供するシステムまたはネットワークにおいて広く認められた業界標準データ通信プロトコルに従って素材を特定する場合に、第(1)項に掲げるサービス・プロバイダが素材のリフレッシュ、リロードその他更新に関する規定に従うこと。ただし、本号は、第(1)項(A)に掲げる者が本項の適用を受ける中間的な蓄積を妨害または不合理に阻害するために上記規定を使用しない場合にのみ適用される。

(C) 第(1)項(C)に掲げるその後の利用者が第(1)項(A)に掲げる者から直接素材を取得したならば当該者に入手可能となるはずの情報を当該者に対して返信する技術が素材に結合されている場合において、サービス・プロバイダがかかる技術の機能を阻害しないこと。ただし、本号は、当該技術が以下の条件をみたす場合にのみ適用される。

(i) 当該技術が、当該プロバイダのシステムもしくはネットワークの機能または素材の中間的な蓄積を著しく阻害しないこと。

- (ii) 当該技術が、広く認められた業界標準通信プロトコルに合致すること。
  - (iii) 当該技術が、当該プロバイダのシステムまたはネットワークから、第(1)項(A)に掲げる者からその後の使用者が直接素材へのアクセスを得た場合に当該者に入手可能となる情報以外の情報を引き出すものでないこと。
- (D) 第(1)項(A)に掲げる者が、料金の支払またはパスワードその他の情報の提供を条件とする等、素材へのアクセスを行う前に事実上条件を課す場合、サービス・プロバイダがそのシステムまたはネットワークの使用者のうちかかる条件をみたす者にのみ、かつ、かかる条件に従ってのみ、蓄積された素材の重要な部分へのアクセスを認めること。
- (E) 第(1)項(A)に掲げる者が素材の著作権者の許諾なく素材をオンラインに提供する場合、サービス・プロバイダが第(c)節(3)に定める著作権侵害主張の通知を受けて、侵害にあたとされる素材を除去またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。ただし、本号は、以下の条件をみたす場合にのみ適用される。
- (i) 当該素材が前に発信サイトから除去されもしくはアクセスが解除されていること、または、裁判所が素材を発信サイトから除去しもしくはアクセスを解除することを命じていること、および
  - (ii) 通知を行う者が、素材が前に発信サイトから除去されもしくはアクセスを解除されていることまたは裁判所が素材を発信サイトから除去しもしくはアクセスを解除することを命じていることを確認する陳述を当該通知に記載していること。

**(c) 使用者の指示によってシステムまたはネットワークに常駐する情報**

(1) 総則

サービス・プロバイダによってまたはそのために管理されまたは運営されるシステムまたはネットワーク上に、使用者の指示により素材を蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、サービス・プロバイダは、以下の条件を全てみたす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または第(j)節に定める場合を除き差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

(A)

- (i) サービス・プロバイダがシステムまたはネットワーク上の素材もしくは素材を使用した行為が著作権侵害にあたることを現実に知らないこと、
- (ii) かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または

- (iii) かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに素材を除去もしくはアクセスを解除するための行為を行うこと。
  - (B) サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。
  - (C) 第(3)項に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあるとされるまたは侵害行為の対象とされる素材を除去またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。
- (2) 指定代理人
- 本節が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下の情報を、そのサービス（公衆がアクセス可能なウェブサイト上を含む）を通じて利用可能にし、かつ、著作権局に対して提供することによって、第(3)項に掲げる著作権侵害主張の通知を受領するための代理人を指定した場合にのみ適用される。
- (A) 代理人の名称、住所、電話番号および電子メールアドレス。
  - (B) 著作権局長が適切と考えるその他の情報。

著作権局長は、代理人の最新の名簿を公衆の縦覧（インターネット上の閲覧を含む）に供すべく、電子コピーおよびハード・コピー双方の形式で保持しなければならない。著作権局長は、名簿維持の費用のために、サービス・プロバイダに対し料金の支払を要求することができる。
- (3) 通知の要素
- (A) 著作権侵害主張の通知が本節に基づき有効となるには、以下の情報を実質的に含む書面による通知を、サービス・プロバイダの指定代理人に送付しなければならない。
    - (i) 侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けた者の、手書き署名または電子署名。
    - (ii) 侵害されたと主張される著作権のある著作物の特定、または、単一の通知が単一のオンライン・サイトに存在する複数の著作権のある著作物を対象とする場合には、当該サイトに存在する当該著作物に代えてその目録。
    - (iii) 侵害にあたるまたは侵害行為の対象とされかつ除去またはアクセスを解除されるべきである素材の特定、およびサービス・プロバイダが当該素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報。



- (iv) 通知を行う者に連絡のとれる住所、電話番号および（もしあれば）電子メールアドレス等、サービス・プロバイダが通知を行う者に連絡する上で合理的に十分な情報。
- (v) 当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人または法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述。
- (vi) 通知に記載された情報は正確である旨の陳述、および、偽証の制裁の下に、通知を行う者が侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授權を受けている旨の陳述。

(B)

- (i) 第(ii)段を条件として、著作権者または著作権者の代理人の通知が、第(A)号の規定を実質的にみとさない場合、当該通知は、第(1)項(A)においてサービス・プロバイダが侵害行為を現実知っていたかまたは侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らなかったかを判断する際に考慮されない。
- (ii) サービス・プロバイダの指定代理人に対して送付された通知が、第(A)号の規定の全てをみとさないが、第(A)号(ii)、(iii)および(iv)を実質的にみとす場合には、本号第(i)段は、サービス・プロバイダが直ちに通知を行った者に連絡することを試みまたはその他第(A)号の全ての規定を実質的にみとす通知を受領するよう相当な手段をとったときにのみ、適用される。

(d) 情報探知ツール

サービス・プロバイダが、情報探知ツール（ディレクトリ、インデックス、レファレンス、ポインタまたはハイパーテキスト・リンクを含む）を用いて侵害となる素材または侵害行為を含むオンライン上の所在にレファレンスまたはリンクすることによって、著作権の侵害を生じる場合、サービス・プロバイダは、以下の条件を全てみとす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または第(j)節に定める場合を除き差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

(1)

- (A) サービス・プロバイダが侵害する素材または行為が著作権侵害にあたることを現実に知らないこと、
- (B) かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または
- (C) かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに素材を除去またはアクセスを解除するための行為を行うこと。

- (2) サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かか

る侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。

(3) 第(c)節(3)に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあるとされる素材または侵害行為の対象とされる素材を除去またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。ただし、本項の適用において、第(c)節(3)(A)(iii)に掲げる情報は、侵害にあると主張される素材または行為へのレファレンスまたはリンクであって、除去またはアクセスが解除されるべきレファレンスまたはリンクの特定情報およびサービス・プロバイダが当該レファレンスまたはリンクを探知する上で合理的に十分な情報でなければならない。

**(e) 非営利的教育機関の責任の制限**

(1) 公立その他非営利の高等教育機関がサービス・プロバイダであり、当該機関の被用者である教員または大学院生が指導または研究を行っている場合、以下の要件を全てみたすときは、第(a)節および第(b)節の適用においては、かかる教員または大学院生は機関とは別個の者とされ、かつ、第(c)節および第(d)節の適用においては、かかる教員または大学院生の知識または認識は機関の知識または認識とはみなされない。

(A) 当該被用者または大学院生の侵害行為が、当該教員または大学院生が当該機関で直近3年間に教授した講座のための必須教材または推薦教材とされた素材へのオンライン・アクセスの提供に関するものでないこと。

(B) 当該機関が、直近の3年間に、当該教員または大学院生による侵害について第(c)節(3)に掲げる通知を2件を超えて受領しておらず、かつ、かかる侵害主張の通知が第(f)節に基づく訴訟の対象とならないこと。

(C) 当該機関が、システムまたはネットワークの全ての使用者に対して、著作権に関する合衆国の法律を正確に記述しかつその遵守を促進する情報資料を提供すること。

(2) 本節の適用においては、第(j)節(2)および第(j)節(3)に含まれる差止命令の制限を適用するが、第(j)節(1)における制限は適用しない。

**(f) 不実の表示一本条において**

(1) 素材もしくは行為が侵害にあたる旨、または、

(2) 素材もしくは行為が錯誤もしくは誤認により除去されもしくは解除された旨、故意に重大な不実の表示を行う者は、サービス・プロバイダが侵害にあると主張された素材もしくは行為を除去もしくはアクセスを解除するにあたってまたは除去された素材もしくはアクセスを復活させるにあたってかかる不実の表示に依拠した結果、かかる不実の表示により被害を受けた侵害者と主張された者、著作権者もしくはその許諾を受けたライセンサーまたはサービス・プロバイダが被った全ての損害（費用および弁護士報酬を含む）を賠償する責任を負う。

**(g) 除去されまたは利用不能にされた素材の復活およびその他の責任の制限**

(1) 削除の原則的無責任

第(2)項を条件として、サービス・プロバイダは、素材または行為が侵害にあると最終的に判断されるか否かにかかわらず、侵害にあると主張される素材 もしくは行為へのアクセスを善意誠実に解除しもしくはこれを除去したことに基づく請求、または侵害行為が明白となる事実もしくは状況に基づく請求に関して、何人に対しても責任を負わない。

(2) 例外

サービス・プロバイダによってまたはその者のために管理または運営されるシステムまたはネットワーク上にサービス・プロバイダの加入者の指示により置かれた素材であって、サービス・プロバイダが第(c)節(1)(C)に基づく通知に従って除去しまたはアクセスを解除したのについては、第(1)項を適用しない。ただし、サービス・プロバイダが以下の条件を全てみたした場合を除く。

(A) サービス・プロバイダが、素材を除去しまたはアクセスを解除したことを加入者に速やかに通知すべく、合理的な措置をとること。

(B) サービス・プロバイダが、第(3)項に掲げる反対通知を受領した際に、第(c)節(1)(C)に基づく通知を行った者に対して速やかに反対通知のコピーを提供し、かつ、10 営業日後に除去された素材またはアクセスを復活させる旨を通知すること。

(C) サービス・プロバイダが、反対通知を受領後 10 営業日以後 14 営業日以内に、除去された素材 およびアクセスを復活させること。ただし、その指定代理人が第(c)節(1)(C)に基づく通知を提出した者から、加入者に対してサービス・プロバイダの システムまたはネットワーク上の素材に関連する侵害行為の差止めを命ずる裁判所命令を求める訴訟を提起した旨の通知を最初に受領した場合を除く。

(3) 反対通知の内容

反対通知が本節において有効であるためには、反対通知は、サービス・プロバイダの指定代理人に対する以下の内容を実質的に含む書面による通知でなければならない。

(A) 加入者の手書き署名または電子署名。

(B) 除去されまたはアクセスが解除された素材の特定、および、除去されまたはアクセスが解除される前に掲載されていた素材の所在。

(C) 偽証の制裁の下に、除去されまたはアクセスが解除されるべき素材の錯誤または誤認の結果として当該素材が除去されまたはアクセスが解除されたものであると、加入者が善意誠実に信ずる旨の陳述。

(D) 加入者の名前、住所および電話番号、ならびに、加入者がその住所を管轄する地区の連邦地方裁判所の裁判管轄権を、また加入者の住所が合衆国外に所在する場合にはサービス・プロバイダが存在する地区の連邦地方裁判所の裁判管轄権を承諾する旨および 第(c)節(1)(C)に基づき通知を行った者またはその代理人からの送達を受領する旨の陳述。

(4) その他の責任の制限

サービス・プロバイダは、第(2)項を遵守することにより、第(c)節(1)(C)に基づく通知に特定された素材に関して著作権侵害の責任を負わない。

(h) 侵害者を特定するための文書提出命令

(1) 請求

著作権者またはその代理を授権された者は、本節に従い、連邦地方裁判所の書記官に対して、本節に従って侵害者と主張される者の特定のためにサービス・プロバイダに文書提出命令を発行することを請求することができる。

(2) 請求の内容

請求は、以下を書記官に提出して行うことができる。

(A) 第(c)節(3)(A)に掲げる通知の写し、

(B) 求める文書提出命令、および

(C) 文書提出命令を要求する目的は侵害者とされる者を特定することであり、かつかかる情報は本編に基づいて権利を保護する目的のみに使用される旨の宣誓陳述書。

(3) 文書提出命令の内容

文書提出命令は、サービス・プロバイダに入手可能である範囲において、通知に記述する素材を侵害すると主張される者を特定するに十分な情報を著作権者またはその代理を授権した者に対して速やかに開示することを、通知および文書提出命令を受領したサービス・プロバイダに授權しかつ命令するものでなければならない。

(4) 文書提出命令を発行するための理由

提出された通知が第(c)節(3)(A)の規定をみたし、求める文書提出命令が適切な形式であり、かつ、添付の陳述書が適切に執行されたものである場合には、書記官は、求められた文書提出命令を速やかに発行しかつ署名して、サービス・プロバイダへ送達するために請求人に返還しなければならない。

(5) 文書提出命令を受領したサービス・プロバイダの行為

発行された文書提出命令を第(c)節(3)(A)に掲げる通知と共にまたはその後を受領した場合、サービス・プロバイダは、他の法律のいかなる定めにかかわらず、また、サービス・プロバイダが通知に応答するか否かを問わず、著作権者または著作権者が代理を授権した者に対して、文書提出命令が要求する情報を速やかに開示しなければならない。

(6) 文書提出命令に適用される規則

本条または裁判所規則に別途定める場合を除き、文書提出命令の発行および送達の手続ならびに文書提出命令違反に対する救済については、可能な限り文書提出命令の発行、送達および執行を定める連邦民事訴訟規則の規定を適用する。

(i) 資格を得る条件

(1) 技術の導入

本条が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下の全ての条件をみたす場合にのみ、適用される。

(A) サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークの加入者およびアカウント保有者が反復して侵害を行う者である場合にしかるべき条件の下で契約を解除することを定める運営方針を、採用し合理的に実行し、かつ、加入者およびアカウント保有者に対してこれを通知していること。

(B) 標準的な技術的手段を導入しかつこれを阻害しないこと。

(2) 定義

本節において、「標準的な技術的手段」とは、著作権のある著作物を特定しまたは保護するために著作権者が使用する技術的手段であって、以下の条件を全てみたすものをいう。

(A) 公開、公平かつ任意の多産業間標準設定手続において、著作権者およびサービス・プロバイダの広範な合意に従って開発されたものであること。

(B) 合理的かつ非差別的な条件においていかなる者にも使用可能なものであること。

(C) サービス・プロバイダに対して多大な費用を課し、またはそのシステムもしくはネットワークに多大な負荷を及ぼすものでないこと。

(j) 差止命令

本条に基づき金銭的救済の対象とならないサービス・プロバイダに対する、第502条に基づく差止命令の申立については、以下の規定を適用する。

(1) 救済の範囲

(A) 第(a)節に定める救済の制限を受けない行為については、裁判所は、以下の一つ以上の形式においてのみ差止命令を発行することができる。

(i) サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワーク上の特定のオンライン・サイトに置かれた侵害にあたる素材または行為へのアクセスの提供を禁じる命令。

(ii) サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークにおける加入者またはアカウント保有者のアカウントであって命令で特定するものを消去することによって、侵害行為を行う加入者またはアカウント保有者であって命令で特定される者へのアクセスの提供を禁じる命令。

(iii) 特定のオンライン上に所在する著作権のある著作物であって裁判所の命令で特定するものの侵害を防止または禁止するために裁判所が必要と考えるその他の差止命令。ただし、当該救済は、同じ目的に対して同等に効果的な救済形式のうち最もサービス・プロバイダに対して負担が少ないものでなければならない。

(B) サービス・プロバイダが第(a)節に掲げる救済の制限を受ける資格を有する場合、裁判所は、以下のいずれか一方または両方の形式においてのみ差止命令を付与することができる。

(i) サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークにおける加入者またはアカウント保有者のアカウントであって命令で特定するものを消去することによって、侵害行為を行うためにサービス・プロバイダのサービスを利用する加入者またはアカウント保有者であって命令で特定される者へのアクセスの提供を禁じる命令。

(ii) サービス・プロバイダに対して、アクセスを阻止するために命令で指定する合理的な措置をとることにより、合衆国外に所在する特定のオンライン地点へのアクセスの提供を禁止する命令。

## (2) 考慮すべき事項

裁判所は、適用される法律に基づいて差止命令を発行する基準を検討するにあたり、以下を考慮しなければならない。

(A) 差止命令が、単独でまたは本節に基づいて同一のサービス・プロバイダに対して発行された他の命令と共に、プロバイダまたはそのシステムもしくはネットワークの運営に著しい負担を及ぼすか否か。

(B) 侵害を防止しまたは禁止するための措置がとられなかった場合に、著作権者がデジタル・ネ

ネットワーク環境で被る可能性のある損害の程度。

(C) 差止命令の実行が技術的に実施可能かつ効果的であり、かつ、その他のオンライン地点における非侵害的素材へのアクセスを阻害しないか否か。

(D) 侵害素材へのアクセスを防止しまたは禁止するために、より負担が少なくかつ同等に効果的な他の手段があるか否か。

(3) 通知および方審尋命令

本節に基づく差止命令は、サービス・プロバイダに対する通知がなされかつサービス・プロバイダが裁判所に出頭する機会が与えられた後にのみ認められる。ただし、証拠保全の命令またはその他サービス・プロバイダの通信ネットワーク運営に重大な悪影響を及ぼさない命令についてはその限りでない。

(k) 定義

(1) サービス・プロバイダ

(A) 第(a)節において、「サービス・プロバイダ」とは、使用者が特定する二地点または多地点間で、使用者が選択する素材を送受信にあたって内容を改変することなく、送信し、転送しまたはデジタル・オンライン通信を接続するサービスを提供する事業者をいう。

(B) 第(a)節を除く本条において、「サービス・プロバイダ」とは、オンライン・サービスもしくはネットワーク・アクセスの提供者またはそのための施設の運営者をいい、第(A)号に掲げる事業者を含む。

(2) 金銭的救済

本条において「金銭的救済」とは、損害賠償、訴訟費用賠償、弁護士報酬賠償その他の形式の金銭的支払をいう。

(l) その他の抗弁に対する無影響

サービス・プロバイダの行為が本条に基づく責任の制限を受ける資格を有しないことは、サービス・プロバイダの行為が本編において侵害にあたらないとの抗弁その他の抗弁を検討するにあたって、否定的影響を及ぼさない。

(m) プライバシーの保護

本条のいかなる規定も、第(a)節ないし第(d)節の適用に、以下の条件を付すものと解釈されてはならない。

(1) サービス・プロバイダがそのサービスを監視し、または侵害行為を示す事実を積極的に探

索すること。ただし、第(i)節の規定に従う標準的な技術的手段に合致する範囲の監視または探索を除く。

- (2) サービス・プロバイダが素材に対して、法律で禁止されているアクセスを行い、素材を除去しまたはアクセスを解除すること。

**(n) 解釈**

第(a)節、第(b)節、第(c)節および第(d)節は、本条の適用にあたって、別個独立の機能を規定するものである。サービス・プロバイダが上記のいずれかにおける責任の制限を受けることができるか否かは、その節の基準にのみ基づいて判断されるのであり、当該サービス・プロバイダが他の節に基づいて責任の制限を受けることができるか否かの判断に影響を及ぼさない。